

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

【目次】

① いのちを守る感染拡大防止と保健医療体制の確保

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進等 … 1
- 2 治療薬及び国産の新型コロナウイルスワクチンの開発・普及 … 2
- 3 後遺症への対策強化 … 2
- 4 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための支援 … 3
- 5 指定都市が果たすべき役割の明確化，権限の強化 … 3
- 6 出口戦略の提示 … 4

② 生活困窮者等への支援と事業活動等の下支え

- 7 誰ひとり取り残さない社会の構築に向けた支援の充実 … 4
- 8 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援 … 4
- 9 学生が安心して学べる環境づくりへの支援 … 4
- 10 中小企業等の事業継続に向けた下支えと経済回復を後押しする支援の充実 … 5
- 11 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実 … 6
- 12 地域公共交通事業者等への支援 … 7
- 13 文化芸術活動への支援の継続・充実 … 7

③ 地方活性化に繋がる自治体財政への支援

- 14 自治体財政への支援の充実 … 8

<参考資料>

- ① 中小企業等の事業継続に向けた下支えと経済回復を後押しする支援の充実 …10
- ② 自治体財政への支援の充実 …12

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

① いのちを守る感染拡大防止と保健医療体制の確保

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進等

(1) 今後のワクチン接種に係る運営方針の速やかな提示

令和4年10月以降のワクチン接種に係る運営方針について、自治体に負担を生じさせないような内容を検討し、早急に提示すること。

また、今後、制度改正や方針の変更を行う際は、地方自治体の準備期間が十分に確保できるよう、可能な限り速やかに制度の詳細を示すとともに、情報提供を行うこと。

(2) ワクチン接種経費等の全額国費負担の継続

ワクチン接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種の安定した実施や、システム入力の手軽化等に向けた自治体独自の取組等に必要な経費についても、地方自治体の負担が生じないように、全額国費による財政措置を講じるなど、引き続き十分な財政支援を行うこと。

(3) ワクチンの安定的な供給及び適切な配分等について

国において、各自治体が必要とするワクチンの安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について、速やかに情報提供を行うこと。

特に人口の集中する大都市においては、効率的なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するとともに、安定的に接種を行っていく必要があるため、指定都市に対し、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を移譲すること。

加えて、今後の接種に当たっても、指定都市など大都市部において、国によるワクチン接種会場を引き続き設置するなど、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、ワクチン接種の更なる推進を図ること。

(4) ワクチン接種に係るシステムの円滑な運用

ワクチン関連システムに係る地方自治体等からの問い合わせに即時対応できる体制を継続するとともに、医療機関や自治体による入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要な対策を講じること。

また、地方におけるデータ抽出の負担を軽減するため、住基データ等がワクチン関連システムに自動的に取り込まれるよう、システム間の連携を行うとともに、システム操作に不慣れな医療機関への対応を柔軟に行うこと。

(5) 接種券の電子化と業務の効率化

対象者に紙の接種券を送付する方式は、接種券や説明書等の製作・印刷、封入・封緘、配送等に多くの時間を要する。ワクチン供給や接種状況に合わせ、迅速かつ柔軟に対応できるよう、接種証明書と同様、国においてマイナンバー、ワクチン関連システムと連動した接種券の電子化を進めること。

(6) 国民への周知・広報

国民へのワクチン接種を円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義及び副反応、禁忌事項も含めた正確な情報について、ホームページ等で分かりやすくタイムリーに発信するなど、国民に対する積極的な周知・広報を継続すること。とりわけ、学生をはじめとした若い世代や、子どもと保護者に対して、ワクチンに関する専門的な知見に基づく情報を分かりやすく継続的に発信し、正しい知識と情報に基づいてワクチン接種を判断できるよう、万全を期すこと。

(7) 接種委託費用単価の引上げ

接種委託費用単価については、休日や夜間帯の単価の引上げ、一定の接種回数の実施を条件とした上乘せなどの加算措置が実施されたが、依然として基本単価（2,070円）については、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、基本単価を見直し、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。

また、基本単価の見直しを行うまでの間については、現在実施されている加算措置を継続すること。

(8) 将来的な定期接種化を見据えた検討

5回目以降の追加接種の実施も見込まれることから、定期接種化を見据えた検討を行うこと。また、検討に当たっては、他のワクチンの定期接種と同様に、身近な医療機関での個別接種を前提に行うこと。

2 治療薬及び国産の新型コロナウイルスワクチンの開発・普及

市民のいのちと健康を守るため、中和抗体薬や経口抗ウイルス薬の更なる普及、予防投与が可能な経口薬といった新たな治療薬の開発を国の責任で早急に進めること。

また、将来にわたり十分な量のワクチンを安定的に確保するためにも、国産ワクチンの研究開発支援を行うとともに、生産体制の強化を図るための支援を強力に推進すること。

さらに、国産ワクチンの承認審査に当たっては、副反応の少なさなど安全性を十分に考慮した評価としたうえで、早期実用化に向けた特段の配慮を行うこと。

3 後遺症への対策強化

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、令和3年度に国において診断方法などをまとめた医療関係者向けの手引きを公表されているが、未だ明らかになっていないことが多く、診断やケアの手順は具体化されていないほか、長期の経過観察で後遺症がどのように推移するかは今後の検討課題とされていることから、引き続き研究を進めるとともに、必要な情報を自治体と共有すること。

また、本市は、京都府と連携し、後遺症に悩む方専用の相談窓口を設置し、健康相談や受診相談に対応している中、感染状況を踏まえ引き続き体制を継続していく必要があるため、地方自治体の負担が生じないように、十分な財政措置等の支援を行うこと。

4 保健所設置市への支援の抜本的な充実・地域医療等の維持のための支援

(1) 保健所等の体制・機能強化

保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、第7波以降への対応も含めた今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め、保健所体制・機能の強化への支援を継続すること。

また、国においては、入院・宿泊療養体制整備や看護師等の確保などの支援により、在宅療養を増やさない取組を強化すること。

さらに、第6波の経験を踏まえ、変異株の特性に応じて、感染症法に基づく速やかな届出を重症化リスクが高い方や入院の必要性がある方に限定するといった新たな基準の策定、積極的疫学調査や療養支援の対象者の範囲を再検討すること。これらの検討に当たっては、地方自治体の意見を聞きながら、保健所業務がひっ迫しないような制度となるよう留意したうえで、方針を示すこと。

加えて、地方衛生研究所については、感染症法や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新に係る国庫補助を充実させること。

(2) 安定した地域医療の維持等のための支援

患者の受診控えや救急患者の減少等により医療機関の経営に大きな影響が生じていることから、安定的な地域医療の維持のため、重点・協力医療機関以外であっても必要な支援が行き届くよう、医療機関への支援を継続すること。

併せて、保健福祉サービス等の安定的な維持のため、社会福祉施設等に対する支援を継続すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、更なる増額を図ること。

また、これまで指定都市など大都市部においてとりわけ多数の陽性者が発生している。こうした状況を踏まえ、指定都市が第7波以降に備えて、例えば、健康相談に関する体制充実や、陽性となった方に対するフォローアップの充実など、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、更には、道府県の負担軽減にもつながることから、指定都市を直接交付の対象とすること。

5 指定都市が果たすべき役割の明確化、権限の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく、臨時の医療施設の開設や医師等への医療従事の要請・指示などの道府県知事の権限について、指定都市市長に財源と併せて移譲又は付与できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

6 出口戦略の提示

新たな経口薬の承認やワクチン接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略について、早急に検討を進め速やかに提示し、平時へ移行するプロセスを国民に丁寧に説明すること。

② 生活困窮者等への支援と事業活動等の下支え

7 誰ひとり取り残さない社会の構築に向けた支援の充実

新型コロナウイルスの市民生活への影響が長期に及ぶ中、市民のいのちを守り、誰ひとり取り残さない社会を構築するためにも、孤独・孤立対策を強力に進めるための子どもの貧困対策、負担の増大しているひとり親家庭への支援はもちろんのこと、生活困窮者自立支援制度など、生活が困難な方を支える取組を充実すること。

加えて、コロナ禍において、雇用面や生活面で大きな影響を受け、また、DV や性被害など様々な困難を抱える女性に対して、国の交付金の活用等による継続的な支援を行うとともに、女性の自立や更なる活躍推進に向けて包括的な支援を行うこと。

8 国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免に係る全額の財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和3年度に引き続き、国による全額の財政支援を実施すること。

9 学生が安心して学べる環境づくりへの支援

コロナ禍等により経済的な困難や不安を抱えている学生に対する負担軽減策の充実を図るとともに、大学において実施する学修環境の整備、課外活動・学生寮等における感染拡大防止策に対する支援を行うこと。特に、学生等に対する確実なワクチン接種のために、必要な支援を行うこと。

また、留学の際の出入国に係る措置等への柔軟な対応や留学生の受入から定着まで一貫した取組への支援を充実させること。大学・学生への誹謗中傷の防止に向けた啓発・情報発信を行うこと。

さらに、人口減少社会等を迎える中、大学を取り巻く状況は厳しさを増していることから、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金など、大学運営に必要な基盤的経費等への支援の充実を図るとともに、特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織への支援の充実を図ること。

10 中小企業等の事業継続に向けた下支えと経済回復を後押しする支援の充実

(1) 金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援

資金繰りが厳しい事業者の既往債務について、実情に応じた柔軟な条件変更ができるよう、民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の元金返済期間の長期化や条件変更に伴う追加の信用保証料に対する補助を実施するとともに、無利子期間の延長など、事業者の負担軽減に向けた金融支援制度の拡充を図ること。加えて、融資制度における信用保証制度の対象について、公益法人等の法人形態も対象となるよう、要件を緩和すること。

(2) 経営への影響が深刻な事業者等への継続した支援、雇用の維持・創出に向けた支援の充実

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰により、一層厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者等を下支えするため、幅広い業種を対象に、申請・活用しやすい支援制度を構築するとともに、事業再構築補助金など、これまで国が実施してきた支援策を充実・再実施すること。

また、原油や原材料の高騰、資材不足等の影響を受ける下請事業者に不当なしわ寄せが生じないように、発注元事業者への指導と監視を徹底するなど、中小企業等を取り巻く環境整備にしっかりと取り組むこと。

さらに、雇用の維持に向け、雇用調整助成金の特例措置などの支援策を継続するとともに、新たな雇用を生み出す基金制度の創設など、雇用創出の対策を講じること。

(3) 中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実

中小企業等のデジタル化や、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、IT導入補助金の要件緩和や補助対象の拡大など、国において取り組んでいる施策を柔軟に運用するとともに、「地域DX促進活動支援事業」等の伴走支援型の施策について、採択事業者の枠を拡充のうえ継続実施するなど、中小企業のデジタル化やDXを一層推進する施策を充実させること。

11 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

(1) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施、MICE 開催に向けた対策や環境整備及び支援の拡充等

感染拡大防止との両立を図りながら、観光需要の喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施や MICE 開催に向けた効果的な対策を強化すること。

MICE については、入国規制の厳しさによって、候補地視察のための先遣隊の見送りや、日本での開催が見送られ諸外国で開催される事例が散見されており、社会経済活動の回復や、日本の競争力の維持・向上に向けて、MICE の積極的な誘致に向けた対策・支援を行うこと。

また、インバウンドの受入再開に当たっては、感染拡大防止との両立を図るため、状況に応じた適切な水際対策、検疫体制整備、衛生管理等を行うとともに、上質な観光サービスを求め、これに対価を支払う観光客の積極的な誘致やプロモーションなど、インバウンド需要の取込みにつながる効果的な施策を講じること。

さらに、地域で観光課題が生じないように、観光客の安心安全の確保、マナー向上、混雑緩和など、市民生活と観光との調和を図るための十分な対策を講じるとともに、観光の重要性の周知や機運の醸成を図ること。

併せて、DMO 等が実施する地域独自の消費喚起策等に対する財政措置などの支援策を実施すること。

(2) 観光事業者等による生産性の向上、観光客等への情報発信などの取組への支援の拡充

レジリエントな観光・MICE の実現に向け、観光事業者等が実施する生産性の向上や従業員の処遇改善、危機管理対応などの取組への支援を更に拡充するとともに、観光客等への情報発信や観光コンテンツの造成、受入環境整備等の取組への支援を更に拡充すること。

(3) デジタル社会における地方創生に資する観光統計の整備拡大

観光による地方創生の推進に向け、観光施策の企画・立案に必要な基礎データを全国の市町村レベルで把握できるよう、民間企業等が保有するビッグデータ等を活用しながら観光統計の整備・拡大に取り組むとともに、観光統計を活用し、観光客の分散化・回遊促進につながるプロモーションや受入環境整備に関する施策を講じること。

12 地域公共交通事業者等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、地域公共交通事業者における厳しい経営状況が継続していることを踏まえ、市民の生活の足として、また、社会経済活動に不可欠な動線として、将来にわたって公共交通を維持・確保していくため、地域公共交通事業者への支援を継続すること。また、感染拡大が落ち着いた経済の回復期には、事業者による公共交通の利用回帰の取組等にも支援を行うこと。

さらに、経営状況の厳しさに拍車をかける燃料油価格の高騰に対しては、国の緊急対策において、現行の燃料油の基準価格を更に4円引き下げるなどの支援を行うとされているが、情勢が落ち着くまでの当面の間は、この緊急対策による措置の継続・拡充はもとより、市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等を対象とした新たな補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

13 文化芸術活動への支援の継続・充実

人々の心の豊かさと社会経済活動の回復に向け、国において安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策を講ずるとともに、地方自治体が地域の実情に応じて実施する文化芸術支援策に対して、文化芸術振興を目的とした新たな補助制度を創設するなどにより必要な財政措置を講じること。

③ 地方活性化に繋がる自治体財政への支援

14 自治体財政への支援の充実

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、継続及び弾力的な運用等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の需要喚起に向けた経済対策、さらには原油価格や物価の高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減等を行うことができるよう、継続して交付し、市民生活や地域経済を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、地方自治体の実情を踏まえ、柔軟で弾力的な運用を行うこと。

とりわけ、感染症法上における行政検査等の費用については、法で国庫補助率が定められているため、現状では本臨時交付金を充当できないが、本臨時交付金の特例的な充当を認めること。

なお、感染が拡大している状況においては、感染症対策に係る本市の負担が、普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、財政需要の増加を反映させた交付税を確実に措置するなど、十分な配慮を行うこと。

また、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要を適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村のうち、真に支援を必要とする市町村に対してより重点的に配分すること。

とりわけ、大都市に対しては、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、十分な配慮を行うこと。

(2) 固定資産税の安定的な確保

令和4年度の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた景気の回復に万全を期すため、前年度に講じられた課税標準額の据置措置に続き、商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる措置を講ずることとされた。地価上昇が続いた本市においては、その影響が大きく、本来増収となるべき固定資産税等が、地方交付税の算定を踏まえてもなお、当初見込まれた税収から5億円程度減少することとなった。このことから、当該措置により逸失した令和4年度の税収額については、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」などにより全額を国が補填すること。

また、固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であることから、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、令和5年度以降は既定の負担調整措置を確実に実施し、新たな負担軽減措置の創設などの制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

(3) 上下水道事業における減収に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響による使用水量の大幅な減少に伴い、水道料金及び下水道使用料収入についても大幅な減収となり、上下水道事業の運営のための十分な財源を確保できない状況を踏まえ、緊急かつ柔軟な財政支援を行うこと。

令和4年6月

京都市長 門川 大作

<参考①> 中小企業等の事業継続に向けた下支えと経済回復を後押しする支援の充実

1 金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援

(1) 提案・要望

- ・ 民間金融機関による実質無利子・無保証料融資（以下「ゼロゼロ融資」という。）の元金返済期間（最長10年）の長期化を図ること
- ・ 条件変更に伴う追加の信用保証料に対する補助を実施すること
- ・ ゼロゼロ融資の無利子期間（3年）の延長など、事業者の負担軽減に向けた金融支援制度の拡充を図ること
- ・ 融資制度における信用保証制度の対象について、公益法人等の法人形態も対象となるよう、要件を緩和すること

(2) 中小企業等への融資について

コロナ禍における中小企業等の資金繰りについては、京都府との連携のもと、令和2年5月から令和3年3月まで（融資実行期限は令和3年5月まで）に、国の利子補給・信用保証料補助のもと実施したゼロゼロ融資をはじめ、様々な制度融資を実施し、コロナ禍における中小企業等の資金繰り支援を行ってきた。

とりわけ、ゼロゼロ融資については、令和2年度から3年度にかけての融資額の約8割を占めるなど、多くの利用者がゼロゼロ融資により手許資金を確保するとともに、元金返済の据置期間を設定（最長5年）することにより、中小企業等の資金繰りは安定し、コロナ禍にあっても代位弁済や企業倒産は減少。こうした金融支援等が中小企業等の事業継続に大きく寄与している。

（参考）京都府下における信用保証付融資・代位弁済・倒産実績の推移

（単位：件、百万円）

年度	令和元年度 (コロナ前)		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資実績	10,306	199,580	49,070	1,051,836	10,508	236,622
うち、ゼロゼロ融資			42,166	851,788	4,606	134,796
代位弁済	575	9,964	349	5,860	399	7,597
倒産	244	14,600	242	18,643	190	21,182

（出典：京都信用保証協会保証月報，東京商工リサーチ京都府企業倒産状況）

（参考）本市における中小企業等への資金繰り支援について

(1) 府市協調により新たに創設したコロナ関連融資

- 令和2年2月 新型コロナウイルス対応緊急資金
- 令和2年5月 京都市新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）
- 令和3年4月 伴走支援型経営改善おうえん資金

(2) 制度融資預託金の推移

（単位：億円）

年度	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度予算
預託金額	320	1,790	2,212	1,530

(3) 今後の課題について

ア ゼロゼロ融資の据置期間の満了等による資金繰りへの対応について

信用保証協会や金融機関へのヒアリング等によると、ゼロゼロ融資の利用者の多くが元金返済の据置期間を3年に設定。また、ゼロゼロ融資の無利子期間も当初借入日から3年間となっており、据置期間の満了と無利子期間の終了が重なる令和5年度以降には、中小企業等の資金繰りが一層深刻化し、事業継続に支障を来すことが見込まれる。

極めて厳しい経営環境にある中小企業等を下支えし、地域経済の持続的な発展を維持するためには、融資の条件変更により返済負担の軽減及び事業継続を図ろうとする事業者に対し、条件変更に伴い発生する追加の信用保証料に対する補助を実施するとともに、ゼロゼロ融資の無利子期間を延長するなど、金融支援の更なる充実と、中小企業等の負担軽減に向けた対策が必要不可欠である。

イ 公益法人等への信用保証制度対象拡大について

自治体による制度融資は中小企業信用保険法に基づく「国の信用補完制度」を前提としたものとなっており、公益法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等）は原則対象外となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、公益法人等についても資金繰りが悪化する可能性が懸念されることから、法改正等により公益法人等も自治体の制度融資を利用できるような仕組みを構築することが必要である。

<参考②> 自治体財政への支援の充実

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、継続及び弾力的な運用等

(1) 提案・要望

- 地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の需要喚起に向けた経済対策，さらには原油価格や物価の高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減等を行うことができるよう，継続して交付し，市民生活や地域経済を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに，地方自治体の実情を踏まえ，柔軟で弾力的な運用を行うこと。

とりわけ，感染症法上における行政検査等の費用については，法で国庫補助率が定められているため，現状では本臨時交付金を充当できないが，本臨時交付金の特例的な充当を認めること。

なお，感染が拡大している状況においては，感染症対策に係る本市の負担が，普通交付税で措置されている額を大きく超えることから，財政需要の増加を反映させた交付税を確実に措置するなど，十分な配慮を行うこと。

- 交付金の算定に当たっては，市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど，各市町村における財政需要を適切に反映し，地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村のうち，真に支援を必要とする市町村に対してより重点的に配分すること。

とりわけ，大都市に対しては，財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど，十分な配慮を行うこと。

(2) 臨時交付金（地方単独分）配分状況

全市町村の1人あたり交付限度額は19,248円/人である一方，指定都市の平均は13,715円/人となっており，一般市町村へ多く配分されている傾向にある。

項目	交付限度額	人口（人）	人口1人あたり交付限度額
総合計	4兆 6,584億円	126,146,099	
都道府県分	2兆 2,304億円	126,146,099	17,681円/人
市町村分	2兆 4,280億円		19,248円/人
うち指定都市	3,813億円	27,799,058	13,715円/人

※ 国予算は16兆円（R2年1次補正：1兆円＋R2年2次補正：2兆円＋R2年3次補正1.5兆円＋R3年補正6.8兆円＋R2・3予備費：3.9兆円＋R4予備費：0.8兆円）計上されている。
残額11.4兆円については，別途配分（「国庫補助事業の地方負担分」，「協力要請推進枠等（都道府県に配分）」等）

（参考）本市の配分状況

本市の1人あたり交付限度額は，16,441円/人となっている。

項目	合計 【A】	交付限度額（百万円）				人口 【B】	1人あたり交付額 （円/人）	
		R2			R3		【A/B】	順位
		一次分	二次分	三次分				
京都市	24,065	3,160	10,883	4,795	5,227	1,463,723	16,441	3位
大阪市	40,700	4,551	19,056	7,971	9,122	2,752,412	14,787	9位
堺市	12,634	1,860	5,696	2,473	2,605	826,161	15,292	8位
神戸市	23,640	3,334	10,634	4,671	5,001	1,525,152	15,500	6位
指定都市合計	381,270	51,184	171,673	75,430	82,982	27,799,058	13,715	
他指定都市平均	18,800	2,528	8,463	3,718	4,092	1,386,070	13,564	

(3) 本市の活用状況について

＜交付限度額＞ (単位：百万円)

		金額	合計
地方 単独分	R2	第一次分	3,160
		第二次分	10,883
		第三次分	4,795
	R3	5,227	24,065
国補助 裏分	R2年度交付決定分		3,088
	R3年度交付決定分 (4月-12月分)		3,340
	R3年度交付決定分 (1月-3月分)		未定
	R4年度交付決定分		未定
R3事業者支援分		1,455	1,455
R4原油価格・物価高騰対応分		3,771	3,771
合計			35,719 (a)

＜活用額＞ (単位：百万円)

		金額
R2活用額		17,940
R3活用額		9,600
R4 活用 額	当初	5,473
	5月補正	462
	小計	5,935
合計		33,475 (b)

＜活用可能額 (a-b)＞ 2,244 百万円+未定分

※なお、原油価格・物価対応分 37.7 億円を最大限活用した補正予算を6月市会に提案予定（6月10日議案発送）

(4) 検査体制の強化等に係る本市経費（国補助分）

年度		R2 (決算)	R3 (当初予算)	R4 (当初予算)
経費		1,301 百万円	4,404 百万円	5,282 百万円
財 源	国負担	644 百万円	2,299 百万円	2,782 百万円
	市負担	657 百万円	2,105 百万円	2,500 百万円

※ R2からR3に約14.5億円増
さらにR3からR4に約4億円増

感染症法上における行政検査の費用など、法で国庫補助率が定められている経費については、別途、臨時交付金として交付されるものの、現状では、本臨時交付金を直接充当できないこととされており、一時的に一般財源を用意しなければならず、また、その額も多額に上っている。

また、交付税制度上、基準財政需要額に、感染症対策等の項目として保健衛生費が計上されているものの、コロナ対策以外の経費も含めて6億円の増（R2→R3）に留まっている。

(5) 今後の財政需要について

現時点で、令和4年度以降におけるコロナ対策にかかる財政需要額を見通すことは困難であるが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原油価格や物価の高騰の影響への対策に万全を期すためにも、今後も臨時交付金が必要と考える。また、今後、交付決定が予定されている国庫補助事業の地方負担分も含め、令和5年度への繰り越しを可能とするなど、地方の実情に合わせた執行が可能となるよう柔軟な運用とすることが重要。

2 固定資産税の安定的な確保

(1) 提案・要望

ア 令和4年度の固定資産税及び都市計画税に対して講じられた商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる措置により逸失した税収額について、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」などにより全額を国が補填すること

【本市における影響額の試算】

(単位：億円)

	影響額	交付税措置	一般財源 影響見込額
固定資産税	△10.6	+8.0	△2.6
都市計画税	△2.3	—	△2.3
合計	△12.9	+8.0	△4.9

※ 今回見込まれる影響額のうち、固定資産税についてはその75%（約8億円）が交付税により措置されるため、一般財源収入ベースでは約△5億円の見込み

※ 本負担調整措置は令和4年度における商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる措置であるため、対令和3年度予算で減収となるものではない。

イ 令和5年度以降は既定の負担調整措置を確実に実施し、新たな負担軽減措置の創設などの制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと

(2) 現状・課題

ア 令和3年度税制改正における課税標準の据置措置

(ア) 固定資産税は、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、本来、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、その安定的な確保を図る必要がある。

(イ) しかし、令和3年度税制改正においては、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、評価替えに伴い税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられ、本市においても大きな影響を受けた。

【本市における影響額の試算（令和3年度）】

(単位：億円)

	影響額	交付税措置	一般財源 影響見込額
固定資産税	△29.4	+22.1	△7.4
都市計画税	△7.7	—	△7.7
合計	△37.1	+22.1	△15.1

(ウ) そこで、本市では、他都市とも連携し、当該措置の期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないことを求めてきた。

イ 令和4年度税制改正における固定資産税等に係る負担調整措置

しかしながら、(2)アの措置は令和3年度で終了したものの、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた景気の回復に万全を期すため、商業地に限り、本来の税額上昇幅を半分の2.5%（現行：5%）に抑える措置を新たに講じることとされた。

ウ 本市への影響

地価上昇が続いた本市においては、当該措置による影響が大きく、本来増収となるべき固定資産税等が、地方交付税の算定を踏まえてもなお、当初見込まれた税収から5億円程度減少することとなった。

<参考1> 市内の地価公示地点及び地価調査地点の価格の動向

区 分		H30年→R元年	R元年→R2年	R2年→R3年	R3年→R4年
地価公示 (1月1日)	住宅地	2.0%	1.8%	△0.4%	0.5%
	商業地	13.4%	11.2%	△2.1%	0.7%
地価調査 (7月1日)	住宅地	2.0%	0.1%	△0.1%	
	商業地	11.5%	1.4%	△0.4%	

<参考2>

本市の商業地等における令和4年度の商業地に係る負担調整措置の対象筆数等

商業地等		筆 数	割 合 (%)
筆数 ベース	引下げ	18,542	15.4%
	据置き	48,989	40.6%
	引上げ (2.5%上昇)	53,099	44.0%
商業地等の全筆		120,630	100%